

入札保証金及び契約保証金の免除について

1 入札保証金免除について

入札保証金は下記(1)(2)に該当した場合に免除することができます。

(2)に該当せず、(1)の入札保証保険に加入される場合は、入札執行前に「入札保証保険証券」を提出していただきますようお願いいたします。

※入札(見積)書、入札金額積算内訳書を郵送で提出される場合は、上記「入札保証保険証券」も併せてご提出ください。

なお、入札保証金を免除した場合で落札者が契約の締結に応じないときは、実際に被った損害額を算定し、請求する場合があります。

(1)入札参加者が保険会社との間に北九州市上下水道局を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。この場合、保険金額は、**入札価格**の100分の5以上、保険期間は入札日から6日以上とします。

※**入札価格**とは、入札(見積)書に記載される金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額のことを指します。

(2)入札参加者が、以下のどちらかに該当する場合。

①過去2年以内に本市での入札参加実績があるとき。

※①による免除を希望する場合は、競争入札参加申出書と一緒に「入札実績調書」をご提出ください。

②過去2年間に、国(独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人、北九州市が出資する公社等を含む。)の発注に係るもので、種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したとき。

※②による免除を希望する場合は、競争入札参加申出書と一緒に「契約実績調書」(「実績証明書」を添付のこと)をご提出ください。

2 契約保証金免除について

落札された場合、契約保証金は下記(1)(2)に該当した場合に免除することができます。

(2)に該当せず、(1)の履行保証保険に加入される場合は、履行保証保険証券を契約書と一緒に提出していただきますので、ご準備のほどお願いいたします。

(1) 契約者が保険会社との間に北九州市上下水道局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。この場合、保険金額は、**契約金額(入札価格)**の100分の5以上、保険期間は、契約日から契約期間終了日までとします。

(2) 過去の実績による免除で、次の条件のすべてを満たすもの。

ア 1件当たりの契約金額が締結しようとする契約の**契約金額(入札価格)**の5割以上の契約実績であること。

イ 締結しようとする契約と同じ種類の契約実績であること。

ウ 国(独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人、北九州市が出資する公社等を含む。)の発注に係るものであること。
(下請は含まない。)

エ 上記に該当する契約の履行実績が過去2年間に2回以上あること。

※実績免除を希望する場合は、契約日(本市契約規則第22条1項により、開札日の翌日から起算して土、日、祝日を含む5日以内の日。令和8年2月20日開札の場合、令和8年2月25日までの日となります。)までに「契約実績調書(落札業者用)」をご提出ください。なお、本市以外の契約実績による免除を希望する場合は、該当の契約書の写しのほか履行完了が確認できる書類(実績証明書等)の添付が必要です。ただし、入札保証金免除にあたり既に契約保証金免除の要件を満たす実績証明書を提出している場合は不要とします。

※落札決定から契約日までの日数が短いため、落札決定後に実績免除書類の事前確認をFAX等でお願いしています。ご対応をよろしくお願いいたします。